

獣医師確保及び口蹄疫発生に伴う支援対策を求める 県議会意見書の提出

篠原公七[†]（香川県議会議長）



1 はじめに

地方自治体において獣医師は、県民生活の安全・安心や社会経済の発展を期す上で、食の安全性の確保や口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症への社会的責務が増大し、多面的で学術的に高度な専門知識と技術が要請されている。

獣医学教育は6年制一貫教育が行われて、20年が経過している。しかしながら、公務員獣医師の専門職としての社会的評価が行き届いておらず、地方自治体では勤務する獣医師の給与をはじめとする勤務条件がほとんど改善されることなく今日に及んでいる。このため、各都道府県のいずれにおいても地方自治体勤務を希望する獣医師が小動物診療分野等の民間に比べ所得の格差が生じていること等を背景に激減し獣医師の確保が困難となっており、食の安全・安心等、県民生活を守る業務が危機的状況にある。

2 四国地区での取り組み

四国地区連合獣医師会では毎年大会を開催し大会決議事項を取りまとめ、各県獣医師会長が県の関係機関に出向き要請活動を実施している。昨年は徳島県議会から、地方自治体における獣医師の確保と獣医師の待遇改善等に対する提言や口蹄疫の発生に伴う総合的な支援対策を求める意見書が提出された。

3 香川県議会の取り組み

香川県議会では、香川県獣医師会からの獣医師の待遇改善、口蹄疫の強化対策の要望書を受理し、6月議会で経済常任委員会、文教厚生常任委員会で質問があり、平成22年7月8日付けにて衆参両院議長、内閣総理大臣はじめ各大臣に地方自治法第99条の規定により香川県

議会より意見書を提出した（別紙1及び2）。

また、平成22年7月30日正午より「内閣総理大臣官邸2階大ホール」において菅直人内閣総理大臣と都道府県議会議長との懇談会が開催され、菅直人内閣総理大臣、仙谷由人内閣官房長官、福山哲郎内閣官房副長官、瀧野欣彌内閣官房副長官、逢坂誠二内閣総務大臣補佐官、原口一博総務大臣、渡辺周総務副大臣、小川淳也総務大臣政務官が出席され、全国都道府県議会より十数名が意見を述べる機会を与えられた。私は「香川一番」と手を挙げ、発言の機会を与えられたので、先に提出した意見書の内容を要約し次のとおり要望した。

「47都道府県共通の課題として、小動物診療分野に比べて、所得の格差が生じていること等を背景に、地方自治体において公務員獣医師の確保が困難な状況になっている。

また、昨年の鳥インフルエンザの発生、特に先般宮崎県で発生した口蹄疫の対応では、家畜保健衛生所が重要な役割を果たしているが、獣医師が不足し全国の都道府県やボランティア等で獣医師が支援に行ったところであり緊急時には官民一体となった国全体としての対応が不可欠である。

よって、地方自治体における獣医師を取り巻く環境の改善に資するため、政府において現在検討中の「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本指針」の中に、医師・歯科医師に適用される医療職給料表（一）と、獣医師に適用される医療職給料表（二）には格差が著しい現状を踏まえ、獣医療職給料表を作成し待遇改善と地位の確保に努める旨を記載いただきたい。

さらに、公務員獣医師の勤務環境の改善を行うことにより、小動物診療獣医師と公務員獣医師の需給の均衡を図ること。そして、大学でのカリキュラムにおける、公衆衛生、家畜保健衛生分野の教育の充実と緊急時に対応するため日本獣医師会との協力体制を早急に構築いただきたい。」

[†] 連絡責任者：篠原公七（香川県議会）

上記の要望に対し、菅総理大臣から、「検討をします。」との答弁がなされた。

4 政府の動き

8月4日に開催された参議院予算委員会で地方医療の充実と医師の確保の対策についての櫻井充議員（民主党・新緑風会宮城）の質問に関連し、菅直人総理大臣から「先日の全国議長会でも同様に地方自治体に獣医さんが非常に足りないという話がありましたが、まさに社会のニーズに合わせた在り方も対応していく必要があるのではないかと考えております。」との答弁があり、地方自治体の獣医師の確保の必要性を述べられた。

5 ま と め

私は、この問題について一地方議会議員として、また、獣医師の一人として、世間が我々獣医師に目を向けてくれている今こそ確保対策等の改善を求めるチャンスと考えている。そのためにも、このような要請活動を今後とも全国的に継続して地道に実施していく必要があると考える。

最後に、要請活動に尽力いただいている各県獣医師会、全国的な要請活動を協力に推進いただいている日本獣医師会に対し深く敬意を表したい。

【別紙1】

22 議会第 166 号
平成 22 年 7 月 8 日

各関係大臣 あて

香川県議会議長 篠原公七

意見書の提出について

平成 22 年 6 月香川県議会定例会において議決した下記の意見書を、別紙のとおり地方自治法第 99 条の規定により提出します。

記

各関係意見書の標題のとおり

以上

平成 22 年 7 月 8 日

衆参両院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿

香川県議会

地方自治体における獣医師の確保対策等を求める意見書

人々の生活が多様化、高度化していく中で、社会において獣医師が担う責務が増大するとともに、高度な専門知識と技術が要請されている。

特に、地方自治体における獣医師は、公衆衛生分

野では食肉・食品の衛生監視・検査業務、狂犬病等の人畜共通感染症の予防業務等に、また、家畜衛生分野では家畜伝染病予防法に基づく防疫措置や畜産物の衛生管理指導、動物用医薬品の適正指導等に取り組むなど、地方自治体が果たすべき重要な業務を担っているところである。

しかしながら、公務員獣医師の専門職としての社会的評価が行き届いておらず、例えば、獣医学教育において、その意義や魅力について知る機会が少ないこと、小動物診療分野に比べて所得の格差が生じていること等を背景に、地方自治体においては、公務員獣医師の確保が困難な状況となっている。

平成 19 年 5 月に農林水産省が公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」においても、今後、公務員獣医師の確保が更に難しくなるとの懸念が示されており、獣医師の確保対策の強化が喫緊の課題となっている。

また、宮崎県で発生した家畜伝染病「口蹄疫」への対応では、家畜保健衛生所が重要な役割を果たしているが、牛や豚等の殺処分やワクチン接種を行う獣医師が不足し、全国の都道府県やボランティア等の獣医師が応援を行ったところであり、緊急時には官民一体となった国全体での対応が不可欠である。

よって、国におかれては、地方自治体における獣医師の確保等を図るため、下記項目を実現するよう、強く要望する。

記

1 地方自治体における獣医師を取り巻く環境の改

善に資するため、政府において現在検討中の「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を早期に策定し、給与制度の見直しを含め、公務員獣医師の勤務環境の改善を行うことにより、小動物診療医師と公務員獣医師の需給の均衡を図ること。

2 大学の獣医学生の定数を拡大するとともに、カリキュラムの改善を通じ、公衆衛生、家畜衛生分野において獣医師が果たしている公的役割や必要性に関する教育を充実させること。

3 家畜伝染病発生時の緊急対応を図るため、日本獣医師会との協力体制を構築するなど、国全体での緊急時の応援体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【別紙2】

平成22年7月8日

衆参両院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
環境大臣 殿
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) 殿

香川県議会

口蹄疫の発生に伴う総合的な支援対策を求める 意見書

本年4月に宮崎県で発生し、猛威を振るっている口蹄疫は、畜産経営のみならず地域経済全体に壊滅的な被害を与えている。

行政及び関係者が一丸となった懸命の防疫作業の結果、先月末までに、すべての患畜・疑似患畜及びワクチン接種家畜の処分を終えたが、その後も新たな感染が確認されており、予断を許さない状況である。

これ以上被害が拡大・長期化すれば、我が国の畜産業全体が壊滅の危機に陥りかねないため、一刻も早い終息を図るとともに、今回の事態を教訓とし、国家的な危機管理の問題として、口蹄疫対策の一層の強化を図ることが必要である。

よって、国におかれては、既に口蹄疫対策特別措

置法が施行されたところであるが、口蹄疫対策の一層の充実を図るため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 口蹄疫発生の原因となるウイルスの侵入経路の解明を早急かつ徹底的に行い、抜本的な予防策を講じること。

2 消毒や畜産農家に対する経営支援など、発生県はもとより、発生県及び隣接県以外の地方自治体や農業関係団体が自主的に実施した口蹄疫対策についても財政支援措置を講じること。

3 国としての確かな情報を広く国民や食品小売業者等へ提供し、消費者が牛肉や豚肉、牛乳の購入を控えるなどの風評被害が生じないように、その防止に努めること。

4 野生動物に係る口蹄疫の発生状況の監視、発生の予防及び蔓延防止対策に必要な支援を行うこと。

5 今回の発生事例における対応を十分に検証し、迅速な初動防疫体制を確保するとともに、国による十分な補償等が行えるよう家畜伝染病予防法の抜本的な改正を早期に行うこと。

6 口蹄疫による被害を受けた農家の経営再開には、様々な支援策が講じられているが、多額の経費と長期の年月を要することから、国において、更なる補償や雇用を含む十分な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

【篠原公七氏の略歴】

1971年 日本獣医畜産大学獣医学科卒業、同年千葉県農業共済組合連合会千葉地区家畜診療所勤務(1971年4月～1973年7月)

1974年 香川県に戻り、肉牛の飼育をしながら、レストハウスしのはら(肉料理専門店と精肉店)を開店

1987年 香川県商工会青年部連合会会長、全国商工会青年部連合会副会長に就任

1988年 第8代全国商工会青年部連合会会長に就任

1991年 香川県議会議員初当選

2007年 香川県議会副議長

2010年 香川県議会議長、現在に至る。